『山形県子育で基本条例』の概要

前 文

目的

- 子育て支援・少子化対策について、「基本理念」や「県、県民、保護者及び事業者 の責務又は役割」、「施策の基本となる事項」を定める。
- これにより、総ぐるみで子育て支援・少子化対策を推進し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現する。

基本理念

- 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮すること
- 父母その他の保護者が、子育てについて第一義的責任を有するものであること
- 県、市町村、県民、事業者等が適切な役割分担の下に連携し、協力すること
- 結婚、出産、子育てに関する個人の意思を尊重すること

子育て支援・少子化対策

協力·連携

県民の役割 保護者の責務

事業:

事業者の役割

市町村

県の責務

総合的に施策を策定し、実施する

◆ 県民は、子育て支援の重要性について の関心と理解を深め、施策に協力する

子どもや子育て家庭を応援する県民運動

- ◆ 県民は、それぞれの地域において、すべての世代が協力し、地域の特色ある 資源を活用した子育て支援に取り組む
- ◆ 保護者は、子どもを社会の一員として 自覚と責任を持つよう、深い愛情と責 任を持って育てる
- ◆ 事業者は、仕事と家庭の両立ができる よう雇用環境を整備し、施策に協力す る

- ◆ 県民等の意見を聴取し、施策を総合的・ 計画的に推進する計画を策定する
- ◆ 協力して推進する連携体制の整備
- ◆ 財政上の措置、施策の実施状況の公表

◆ 基本的施策

緊密に連携

- ・結婚、子育て支援の社会的気運の醸成
- ・子どもを生み、育てる者の負担軽減、健康増進
- ・仕事と子育てとの両立の支援
- ・安心して生活を送ることができる環境の整備
- ・若者が自立して家庭生活を送ることができる 環境の整備
- ・県民運動、家庭の日の普及・啓発

県民総ぐるみ

人と人との助け合いが山形らしい風土となって親から子へ受け継がれる

- 山形県に生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに成長
- 誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会を実現

促進 ·支援

連携・協力

G